

高梁川水系自然再生推進検討会 公開規定

（目的）

第1条 本規定は、「高梁川水系自然再生推進検討会」（以下「検討会」という。）の議事内容について、流域住民等への周知を図るため、公開の方法を定めるものである。

（検討会の公開）

第2条 検討会は原則公開とするが、生物における重要種の情報を取り扱う場合で情報漏洩が懸念される場合は、非公開とすることができる。

- 2 検討会で委員に配布される資料は、生物における重要種の存在状況を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、原則としてすべての資料をウェブサイトで公表する。
- 3 検討会の内容は、委員の意見及び質問、事務局の回答及び対応から構成される要旨とし、生物における重要種の情報など公開することが適切でないものを除き、ウェブサイトで公表する。なお、発言者の氏名は記載しないものとする。

（検討会の傍聴）

第3条 検討会を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、あらかじめ事務局に申し入れ許可を得た者に限る。

- 2 検討会の撮影、録画、録音をしてはならない。ただし、あらかじめ事務局の許可を得た場合は、この限りではない。
- 3 会長は、傍聴者が検討会の進行を妨げ、会場の秩序を乱す行為、その他検討会の妨害となるような行為を行った場合には、傍聴者に退室を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。
- 4 傍聴者は、事務局の指示に従わなければならない。

（その他）

第4条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、検討会で定める。

附則

（施行期日）

この公開規定は令和7年3月14日から施行する。